

兵庫県内の飲食事業者等の皆様

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長（兵庫県知事） 齋藤 元彦

新型コロナウイルス感染症に係る飲食店等に対する要請等

引き続き、感染再拡大への十分な警戒が必要であることから、下記のとおり感染防止策の徹底等を要請します。

ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 期間 令和4年6月1日(水)から

2 対象地域 兵庫県全域

3 対象施設

種 類	施 設
飲食店等 (宅配・テークアウトは除く)	飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店 等 ※飲食店・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設
遊興施設 (食品衛生法に基づく飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている施設)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、カラオケボックス等 ※ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は対象外
結婚式場 (食品衛生法に基づく飲食店営業の許可を受けている施設)	結婚式場 等 ※ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)で行う場合も含む

4 要請等の内容〔特措法第24条第9項等に基づく〕

「新型コロナ対策適正店認証制度」認証店舗(※1)	左記以外の非認証店舗
<ul style="list-style-type: none"> 認証店認証基準の遵守 	<ul style="list-style-type: none"> 酒類提供(※2)の場合は、「一定の要件」(※3)を満たすことを要請 「新型コロナ対策適正店認証」取得の推奨
<ul style="list-style-type: none"> 飲食以外の会話時の適切なマスク着用の推奨 利用者の密の回避、換気の確保など、業種別ガイドライン等に基づく感染対策の徹底を要請 その他感染対策の徹底(※4)を要請 	

※1 認証を取得した店舗に限る。今後認証申請を行う店舗は、認証取得日に認証店として取り扱う。

※2 酒類提供は、利用者による酒類の店内持込みを含む。

※3 非認証店における酒類提供の場合は以下の「一定の要件」の遵守

- | | |
|------------------------------|-----------|
| ① アクリル板の設置（又は座席の間隔(1m以上)の確保) | ② 手指消毒の徹底 |
| ③ 食事中以外の適切なマスク着用の推奨 | ④ 換気の徹底 |

※4 ① 入場者の感染防止のための整理・誘導 ② 発熱等の症状のある者の入場の禁止

- | | |
|----------------|---------------------------|
| ③ 手指の消毒設備の設置 | ④ 事業を行う場所の消毒 |
| ⑤ 施設の換気 | ⑥ アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保 |
| ⑦ 業種別ガイドラインの遵守 | |

5 その他

(1) 適切なマスク着用を呼びかけるポスター等

- ①ポスター用 (A4 サイズ)
店内に掲示して活用してください。
 - ②ポップ用 (A6 サイズ)
メニュースタンドにはさみ、各テーブルに配置するなどして活用してください。
- ・ 県ホームページ
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/maskpr.html>



(2) 新型コロナ対策適正店認証の積極的な取得

感染症対策を実施している飲食店等を実地確認の上、適正店として認証しています。認証の積極的な取得をお願いします。

○認証時のチェック項目

- ① アクリル板等(パーティション)の設置又は座席間隔の確保
- ② 手指消毒の徹底
- ③ 食事中以外のマスク着用の推奨
- ④ 換気の徹底
- ⑤ 体調がすぐれない従業員への対応
- ⑥ 「感染防止対策宣言ポスター」の掲示

○県ホームページ

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/ninsyo.html>



(3) ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等制度登録(*新型コロナ対策適正店認証店舗)

本制度を適用する場合、行動制限を緩和することができます。

※現在、人数制限を要請していないため、制度は適用していません。

〔登録方法〕

- ・ 「ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等登録」事務局に登録申請書を提出
- ・ 申請があった認証店を実地確認調査し、基準を満たす認証店を登録 (制度登録ステッカーを交付)
- ・ 登録店舗は、県ホームページに公表
- ・ 登録申請書URL
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/insyokutentouroku.html>



(4) 感染防止策の徹底

- ・ 適切なマスクの着用(不織布マスクを奨励)、手洗いや手指消毒、ゼロ密(三密(密閉・密集・密接)の回避)、人と人との距離の確保、換気、複数人が触る箇所の消毒
- ・ 飛沫のかかる物品・設備の共用や使い回しの回避、使用前後の消毒の徹底

※ 添付のメッセージ(「感染を広げない取組を継続しつつ地域のにぎわいを取り戻しましょう!」)もご覧ください。

お問い合わせ先

- ◆兵庫県措置要請等相談窓口
TEL: 078-362-9480 受付時間: 平日 9時~17時
- ◆兵庫県休業・時短協力金コールセンター (協力金に関すること)
TEL: 078-361-2501 受付時間: 平日 9時~17時
- ◆ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等登録及び認証事務局コールセンター
兵庫県措置要請等相談窓口 (078-362-9480) で受付
- ◆県ホームページ (飲食事業者に対する要請等)
https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_taisho.html